

議案第 33 号

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

川崎市福祉のまちづくり条例（平成 9 年川崎市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 2 項第 1 号中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改める。

第 28 条第 2 項中「第 18 条第 2 項第 5 号」を「第 19 条第 2 項第 5 号」に改める。

第 29 条中「には、そのうち」を「（令第 14 条第 2 項の規定により車椅子使用者用便房（同項に規定する車椅子使用者用便房をいう。以下同じ。）を設ける場合を除く。）は、当該便所のうち 1 以上に、車椅子使用者用便房を」に、「は、次に掲げるものでなければならない」を「設けなければならない」に改め、同条各号を削り、同条に次の 2 項を加える。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げなければならない。

3 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は、80 センチメートル以上としなければならない。

第 31 条中「の部分」の次に「（第 2 号、第 4 号又は第 5 号の経路が 2 以上

ある場合にあつては、いずれか1の経路に係る部分)」を加え、同条第2号中「第18条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に、「1以上の経路」を「経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路（令第19条第1項第1号に規定する車椅子使用者用経路をいう。以下同じ。）を含む。））」に改め、同条第4号中「令第14条第1項第1号に規定する」を削り、「1以上の経路」を「経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。））」に改め、同条第5号中「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「第22条第5号」を「第23条第5号」に、「1以上の経路」を「経路（当該利用居室が令第15条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。））」に改める。

第32条中「第29条及び」を「第29条第1項及び第2項並びに」に改める。

第33条中「第16条の」を「第17条の」に、「第17条の」を「第18条の」に、「第18条の」を「第19条の」に、「第20条第1項及び第2項」を「第21条第1項及び第2項」に、「第21条の」を「第22条の」に、「第18条第1項中「次に」」を「第19条第1項中「次の各号に」」に、「第14条まで、第16条、第17条第1項及び第18条第1項」を「第13条まで、第14条第1項、第17条、第18条第1項及び第19条第1項」に、「のもの」を「の者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第29条第1項、第2項（これ

らの規定を新条例第32条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第3項並びに第31条(第2号、第4号及び第5号に係る部分に限る。)の規定は、新条例の施行の日以後に着手する特別特定建築物等(川崎市福祉のまちづくり条例第26条に規定する特別特定建築物等をいう。以下同じ。)の建築(用途の変更をして特別特定建築物等にすることを含む。以下同じ。)及び当該建築をした特別特定建築物等の維持について適用し、同日前に着手した特別特定建築物等の建築及び当該建築をした特別特定建築物等の維持については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正により、便所に係る建築物移動等円滑化基準が改められたことに伴い、便所に係る建築物移動等円滑化基準に付加する事項を改めること等のため、この条例を制定するものである。